

(2) 参考となる規定及び通知等

【運営管理】

① 認可内容の変更

● 保育所設置認可等事務取扱要綱第 4_1 民間保育所の内容変更の手続

保育所の建物その他設備の規模、構造、配置や、定員等の運営方法、代表者、施設長等を変更しようとする設置主体は、法施行規則第 37 条第 5 項及び第 6 項の規定により、当該区市町村が指定する日までに、児童福祉施設内容変更届（法施行細則第 31 号様式。以下「変更届」という。）に次に掲げる書類を添付し、当該区市町村へ提出すること。ただし、改築、増築、大規模改修を行う場合は、事前（基本計画の段階等）に協議すること。

② 基本方針及び組織（ⅰ）人権擁護・虐待防止等

● 児童虐待の防止等に関する法律第 3 条（児童に対する虐待の禁止）

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

● 都条例第 5 条（児童福祉施設の一般原則）

児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

● 都条例第 10 条（虐待等の禁止）

児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

● 保育所保育指針第 1 章_1（5）保育所の社会的責任 ア

保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。

● 「児童福祉施設における施設内虐待の防止について」（平成 18 年 10 月 6 日付雇児総発第 1006001 号）

● 児童福祉法第 33 条_10

この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他の従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

● 「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」（令和 5 年 3 月 27 日子発 0327 第 5 号）

1 本方針の目的等

（本方針の目的）

○児童を守り育てる立場にある保育士が、児童に対して性暴力等を行い、当該児童の尊厳と権利を著しく侵害し、生涯にわたって回復しがたい心理的外傷や心身に対する重大な影響を与えるなどということは、断じてあってはならない。加えて、一部の保育士による加害行為により、児童と日々真摯に向き合い、児童が心身ともに健やかに成長していくことを真に願う、大多数の保育士の社会的な尊厳が毀損されることはあってはならない。

○こうしたことを踏まえ、「児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童福祉法を改正し、児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化に関する規定が整備されることとなった。なお、教員等については、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律 57 号。以下「教育職員性暴力等防止法」という。）等により、既に資格管理の厳格化が行われている。

② 基本方針及び組織 (ii) 個人情報の保護、秘密の保持

● 都条例第 18 条（秘密保持等）

児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

● 保育所保育指針第 1 章_1（5）保育所の社会的責任 ウ

保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

● 個人情報の保護に関する法律第 23 条（安全管理措置）

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

② 基本方針及び組織 (iii) 苦情の解決

● 社会福祉法第 82 条（社会福祉事業の経営者による苦情の解決）

社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない。

● 都条例第 19 条（苦情への対応）

児童福祉施設は、入所者又はその保護者等からの援助に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

● 保育所保育指針第 1 章_1（5）保育所の社会的責任 ウ 上記参照

● 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成 12 年 6 月 7 日付障第 452 号・社援第 1352 号・老発第 514 号・児発第 575 号通知）

● 13 福総監第 917 号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて（指針）」

② 基本方針及び組織 (iv) 規程等

● 都条例第 16 条 (規程)

- 2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
- 一 施設の目的及び運営の方針
 - 二 提供する保育の内容
 - 三 職員の職種、員数及び職務の内容
 - 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - 六 乳児、満三歳に満たない幼児及び満三歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
 - 七 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
 - 八 緊急時等における対応方法
 - 九 非常災害対策
 - 十 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十一 保育所の運営に関する重要事項

● 都条例第 17 条 (帳簿の整備)

児童福祉施設は、職員、財産、収支及び入所者の処遇の状況を明らかにした帳簿を整備しなければならない。

【認可保育所が整備すべき帳簿の例(保育所指導検査基準(東京都福祉局)より)】

- ① 基本方針及び組織
事業計画、事業報告、職務分掌、業務日誌 等
- ② 職員等(施設管理者を含む)関連帳簿
資格証明書、履歴書、勤務関係帳簿(出勤・退勤に関するもの、出張に関するもの、所定時間外勤務に関するもの、休暇取得に関するもの等) 等
- ③ 入所児童関連帳簿
児童出欠簿、保育日誌、児童票 等

【事業計画及び事業報告に規定すべき内容(保育所指導検査基準(東京都福祉局)より)】

- ・ 運営の基本方針(サービス内容、行事、健康管理等)
- ・ 組織管理(職員構成、職務分担、職員研修等)
- ・ 安全管理、防火管理

③ 就業規則等の整備

● 労働基準法第 89 条 (作成及び届出の義務)

常時 10 人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

- 一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項
- 二 賃金(臨時の賃金等を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項
- 三 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- 三の二 退職手当の定めをする場合においては、適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算

及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

- 四 臨時の賃金等(退職手当を除く。)及び最低賃金額の定めをする場合においては、これに関する事項
- 五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定めをする場合においては、これに関する事項
- 六 安全及び衛生に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定めをする場合においては、これに関する事項
- 九 表彰及び制裁の定めをする場合においては、その種類及び程度に関する事項
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該事業場の労働者のすべてに適用される定めをする場合においては、これに関する事項

● 労働基準法第 36 条（時間外及び休日の労働）

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、厚生労働省令で定めるところによりこれを行政官庁に届け出た場合においては、第 32 条から第 32 条の 5 まで若しくは第 40 条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この条において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

2 前項の協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができることとされる労働者の範囲
- 二 対象期間(この条の規定により労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる期間をいい、1 年間に限るものとする。第 4 号及び第 6 項第 3 号において同じ。)
- 三 労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる場合
- 四 対象期間における 1 日、1 箇月及び 1 年のそれぞれの期間について労働時間を延長して労働させることができる時間又は労働させることができる休日の日数
- 五 労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするために必要な事項として厚生労働省令で定める事項

3 前項第 4 号の労働時間を延長して労働させることができる時間は、当該事業場の業務量、時間外労働の動向その他の事情を考慮して通常予見される時間外労働の範囲内において、限度時間を超えない時間に限る。

4 前項の限度時間は、1 箇月について 45 時間及び 1 年について 360 時間(第 32 条の 4 第 1 項第 2 号の対象期間として 3 箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、1 箇月について 42 時間及び 1 年について 320 時間)とする。

5 第 1 項の協定においては、第 2 項各号に掲げるもののほか、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に第 3 項の限度時間を超えて労働させる必要がある場合において、1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させることができる時間(第 2 項第 4 項に関して協定した時間を含め 100 時間未満の範囲内に限る。)並びに 1 年について労働時間を延長して労働させることができる時間(同号に関して協定した時間を含め 720 時間を超えない範囲内に限る。)を定めることができる。この場合において、第 1 項の協定に、併せて第 2 項第 2 号の対象期間において労働時間を延長して労働させる時間が 1 箇月について 45 時間(第 32 条の 4 第 1 項第 2 号の対象期間として 3 箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、1 箇月について 42 時間)を超えることができる月数(1 年について 6 箇月以内に限る。)を定めなければならない。

6 使用者は、第 1 項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしな

ければならない。

- 一 坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務について、1 日について労働時間を延長して労働させた時間 2 時間を超えないこと。
- 二 1 箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間 100 時間未満であること。
- 三 対象期間の初日から1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の1 箇月当たりの平均時間 80 時間を超えないこと。

7～11(略)

● 労働基準法第 106 条（法令等の周知義務）

使用者は、この法律及びこれに基づく命令の要旨、就業規則、第 18 条第 2 項、第 24 条第 1 項ただし書、第 32 条の 2 第 1 項、第 32 条の 3 第 1 項、第 32 条の 4 第 1 項、第 32 条の 5 第 1 項、第 34 条第 2 項ただし書、第 36 条第 1 項、第 37 条第 3 項、第 38 条の 2 第 2 項、第 38 条の 3 第 1 項並びに第 39 条第 4 項、第 6 項及び第 9 項ただし書に規定する協定並びに第 38 条の 4 第 1 項及び同条第 5 項（第 41 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）並びに第 41 条の 2 第 1 項に規定する決議を、常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、書面を交付することその他の厚生労働省令で定める方法によつて、労働者に周知させなければならない。

④ 職員の状況（i）職員の配置

● 都条例第 43 条（職員）

保育所は、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の員数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

● 都規則第 16 条（保育所の職員）

条例第 43 条第 2 項に規定する規則で定める基準は、乳児おおむね 3 人につき一人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき一人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね 15 人につき一人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 25 人につき一人以上を保育士の員数とすることとする。ただし、保育所の開所時間を通じて常時二人を下回ってはならない。

● 都規則附則（令和 6 年規則第 107 号）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 保育士の配置の状況を鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この規則による改正後の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 16 条の規定は、適用しない。この場合において、この規則による改正前の東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第 16 条の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

● 都規則附則（第 16 条関係）

- 5 第 16 条に規定する基準の適用については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。この場合において、乳児の数が 4 人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 11 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第 1 項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（法第 24 条第 2 項に規定する家庭的保育事業等をいう。）が不足していることに鑑み、第 16 条本文の規定により算定した保育士の数が 1 人となる場

合には、同条ただし書の規定は、当分の間適用しないことができる。この場合においては、保育士1人に加え、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を1人以上置かなければならない。

12 前項の事情に鑑み、第16条に規定する基準の適用については、当分の間、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項に規定する普通免許状をいう。)を有する者を、保育士とみなすことができる。

13 第11項の事情に鑑み、第16条に規定する基準の適用については、当分の間、保育所が8時間を超えて開所する日において開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、その超える数の範囲において、当該保育所が雇用した者であつて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。

14 前2項の規定を適用するときは、保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第5項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を、第16条本文の規定により算定した保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

● 保育所設置認可等事務取扱要綱第2_4 職員

(1) 職員配置基準

ア 保育に直接従事する職員

(ア) 規則第16条に規定する保育に直接従事する職員は、児童の定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多い方の員数(以下「基準職員」という。)とする。

ただし、保育所の開設後において、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)により定める利用定員(以下「利用定員」という。)を定員と異なる人数に設定した場合においては、利用定員及び入所児童数のそれぞれについて、以下の計算式により算出し、いずれか多いほうの員数を基準職員とする。

(計算式)

規則第16条に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位(小数点2位以下切り捨て)まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数

なお、(ア)のただし書により、利用定員について員数を算出する場合においては、利用定員を規則第16条に規定する児童の年齢別に当てはめた上で、上記の計算式により算出すること。

(イ) 開所時間中における保育に直接従事する職員の配置は次のとおりとする。

a 保育に直接従事する職員の総数は、現に登園している児童に対して(ア)に定める計算式により算定した数以上の数とする。

b 常勤の保育士のうち、法18条の18第1項の登録を受けた者又は規則附則第5項に定める者が各組や各グループに一人以上(乳児を含む組やグループに係る(ア)と同様の方法により算定された保育士の数が二人以上の場合、二人以上)配置されていること。ただし、令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所の利用を希望する子供を受け入れることができないためであることと判断している区市町村において、待機児童解消のために当該区市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所の利用を希望する子供を受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りにおいて、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士(常勤の保育士以外の保育士をいう。以下同じ。)を充てても差し支えないものとする。

なお、このただし書の適用については、「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」(令和3年3月19日付子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)に定めるところによること。

c 「常勤の保育士」とは、次の(a)から(d)までの全ての要件も満たす者とする。

- (a) 期間の定めのない労働契約を結んでいること(1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。)
- (b) 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1の3号により明示された就業の場所が当該保育所であり、かつ従事すべき業務が保育であること
- (c) 勤務時間が、当該保育所の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。)に達しているか、1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務していること
- (d) 当該保育所(一括適用の承認を受けている場合は本社等)を適用事業所とする社会保険の被保険者であること
- (ウ) 保育に直接従事する職員は、子供を長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することを基本とする。ただし、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合には、規則第16条に規定する職員の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えない。

ただし、この場合、常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

また、この適用に当たっては、保育所保育指針による子供の発達に応じた組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。
- (エ) 規則附則第11項及び第13項に定める「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」とは、次のaからcまでに掲げる者とする。
 - a 法第7条に規定する児童福祉施設等、法第6条の3第8項、第10項、第12項に係る事業、東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に基づく認証保育所(以下「認証保育所」という。)又は区市町村が独自に行う保育施設・事業であって区市町村長が適当と認める施設・事業のいずれかで、継続して1年以上、乳幼児の直接処遇を担当した経験を有する者。なお、継続して勤務した期間中の勤務実績は、少なくとも月平均80時間以上とする。
 - b 法第6条の3第9項に定める家庭的保育者
 - c 子育て支援員研修事業実施要綱(平成27年5月21日雇児発0521第18号)に基づく子育て支援員研修(子育て支援員専門研修(地域保育コース)のうち選択科目を地域型保育とする研修)を修了した者(以下「子育て支援員研修修了者」という。)
- (オ) 規則附則第12項を適用する場合、原則として、小学校教諭が行う保育は5歳以上児、幼稚園教諭が行う保育は3歳以上児を対象とすること。
- (カ) 規則附則第13項は、8時間を超えて開所する日において、基準職員数を超えて雇用した職員のうち、(エ)に掲げる者を、開所時間中における保育に直接従事するために出勤した保育従事者数から基準職員の数を差し引いて得た数の範囲で適用することができる。
- (キ) 規則附則第14項に規定する保育士は、常勤であること。
- (ク) 規則附則第11項に規定する知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに第12項及び第13項により保育士とみなされる者は、当該保育所の施設長及び設置者代表者が、当該職員の保育者としての能力を確認した上で適当と認める者とする。
- (ケ) 過去3年以内に、法第46条第3項に基づく改善の勧告、改善の命令を受けた保育所は、規則附則第11項から第13項に掲げる特例を適用することができない。
- (コ) 規則附則第12項及び第13項による特例を適用する事業者は、保育士とみなされる者の保育士資格取得支援に努めること。また、規則附則第11項及び13項の適用を受ける者、及び第12項の適用を受ける者であって保育に従事したことがない者に対しては、子育て支援員研修のほか、乳幼児の保育に関する研修の受講を促すこと。
- (サ) 留意すべき事項
 - a 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、各種研修への参加機会の確保等に努める

こと。

- b 短時間勤務労働者の雇用管理の改善等に関する法律や雇用保険法等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の職員が生じることのないよう留意すること。
- c 法第 48 条の 3 第 1 項に基づき、職員の勤務実態の状況等について情報提供に努めること。

イ 調理員

条例第 43 条の規定により調理業務の全部を委託する場合には、「保育所における調理業務の委託について」(平成 10 年 2 月 18 日付児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知)に定めるところによること。

(2) 施設長

ア 施設長要件

保育所に施設長を置くこと。

保育所は、特に施設長によってその運営が左右されるところが多いことから、保育事業の適正かつ円滑な推進を図るため、新たに施設長に就任する者は、次の要件を具備する専任若しくは専任に準ずる者であること。

専任若しくは専任に準ずる者とは、常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ有給(子ども・子育て支援法第 27 条第 1 項に基づき施設型給付に係る施設として区市町村長から確認を受けた民間保育所(以下「給付対象施設」という。)にあつては、委託費から給与支出が行われていること。)のものであること。従って、2 以上の施設若しくは他の業務と兼務し、保育所長として職務を行っていないものは施設長に該当しない。

(ア) 公立保育所(公設民営を含む。)の施設長となる者は、児童福祉事業に 2 年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(イ) 民間保育所の施設長となる者は、児童福祉事業に熱意があり、施設を適切に運営できる者であつて、次の a から d までのいずれかの要件を満たしている者であること。ただし、夜間保育所(平成 12 年 3 月 30 日付児発第 298 号により設置された保育所)の施設長は、原則として、保育士の資格を有する者であること。

a 児童福祉法第 7 条第 1 項に定める児童福祉施設において、次に掲げる職に 2 年以上従事した者

(a) 施設長の職

(b) 月 120 時間以上施設に勤務する者であつて、児童の処遇に直接従事する職員の職

b 保育士であつて、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する者

(a) 保育所又は幼保連携型認定こども園において、月 120 時間、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。ただし幼保連携型認定こども園の場合、子ども子育て支援法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の認定を受けた児童に対する保育に従事していた者に限る。

(b) 認証保育所の施設長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。

(c) 子ども・子育て支援法第 7 条に定める地域型保育事業のうち小規模保育事業又は事業所内保育事業の運営責任者(施設長に類する者。)として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。

(d) 学校教育法第 1 条に規定する幼稚園の園長として、同一施設で継続して1年以上勤務した経験があること。

(e) (a)～(d)に準ずる者であつて、知事が適当と認定した者

c 社会福祉士若しくは社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業に 2 年以上従事した者で、国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者

d a から c までに準ずる者であつて、知事が適当と認定した者(国又は国の委託を受けた者が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。)

④ 職員の状況 (ii) 帳簿の整備

● 都条例第 17 条 (帳簿の整備)

● 労働基準法第 15 条 (労働条件の明示)

使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。

2 前項の規定によって明示された労働条件が事実と相違する場合においては、労働者は、即時に労働契約を解除することができる。

● 労働基準法施行規則第 5 条

使用者が法第 15 条第 1 項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。ただし、第 1 号の 2 に掲げる事項については期間の定めのある労働契約(以下この条において「有期労働契約」という。)であつて当該労働契約の期間の満了後に当該労働契約を更新する場合があるものの締結の場合に限り、第 4 号の 2 から第 11 号までに掲げる事項については使用者がこれらに関する定めをしない場合においては、この限りでない。

一 労働契約の期間に関する事項

一の二 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項(通算契約期間(労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)第 18 条第 1 項に規定する通算契約期間をいう。)又は有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。)

一の三 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項(就業の場所及び従事すべき業務の変更の範囲を含む。)

二 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項

三 賃金(退職手当及び第五号に規定する賃金を除く。以下この号において同じ。)の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期並びに昇給に関する事項

四 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

四の二 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払の方法並びに退職手当の支払の時期に関する事項

五 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及び第 8 条各号に掲げる賃金並びに最低賃金額に関する事項

六 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項

七 安全及び衛生に関する事項

八 職業訓練に関する事項

九 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項

十 表彰及び制裁に関する事項

十一 休職に関する事項

2 使用者は、法第 15 条第 1 項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件を事実と異なるものとしてはならない。

3 法第 15 条第 1 項後段の厚生労働省令で定める事項は、第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項(昇給に関する事項を除く。)とする。

4 法第 15 条第 1 項後段の厚生労働省令で定める方法は、労働者に対する前項に規定する事項が明らかとなる書面の交付とする。ただし、当該労働者が同項に規定する事項が明らかとなる次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができる。

一 ファクシミリを利用してする送信の方法

二 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下この号において「電子メール等」という。)の送信の方法(当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。)

● 労働基準法第 107 条 (労働者名簿)

使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者(日日雇い入れられる者を除く。)について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

2 前項の規定により記入すべき事項に変更があつた場合においては、遅滞なく訂正しなければならない。

● 労働基準法施行規則第 53 条

法第 107 条第 1 項の労働者名簿(様式第 19 号)に記入しなければならない事項は、同条同項に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

- 一 性別
- 二 住所
- 三 従事する業務の種類
- 四 雇入の年月日
- 五 退職の年月日及びその事由(退職の事由が解雇の場合にあつては、その理由を含む。)
- 六 死亡の年月日及びその原因

2 常時 30 人未満の労働者を使用する事業においては、前項第 3 号に掲げる事項を記入することを要しない。

● 労働基準法第 109 条 (記録の保存)

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を 5 年間保存しなければならない。

※上記の書類の保存期間については、法改正の経過措置により当分の間「3 年間」となる。

(参考)労働基準法附則第 143 条

第 109 条の規定の適用については、当分の間、同条中「5 年間」とあるのは、「3 年間」とする。

⑤ 職員給与等の状況

● 労働基準法第 24 条 (賃金の支払)

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

● 健康保険法第 3 条 (定義)

この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

- 一 (略)
- 二 臨時に使用される者であつて、次に掲げるもの(イに掲げる者にあつては 1 月を超え、ロに掲げる者にあつてはロに掲げる定めた期間を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く。)
 - イ 日々雇い入れられる者
 - ロ 2 月以内の期間を定めて使用される者であつて、当該定めた期間を超えて使用されることが見込ま

れないもの

三～六（略）

七 後期高齢者医療の被保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 50 条の規定による被保険者をいう。）及び同条各号のいずれかに該当する者で同法第 51 条の規定により後期高齢者医療の被保険者とならないもの（以下「後期高齢者医療の被保険者等」という。）

八 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者（健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。）

九 事業所に使用される者であって、その 1 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者（当該事業所に使用される通常の労働者と同種の業務に従事する当該事業所に使用される者にあつては、厚生労働省令で定める場合を除き、当該者と同種の業務に従事する当該通常の労働者。以下この号において単に「通常の労働者」という。）の 1 週間の所定労働時間の 4 分の 3 未満である短時間労働者（1 週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間に比し短い者をいう。以下この号において同じ。）又はその 1 月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 月間の所定労働日数の 4 分の 3 未満である短時間労働者に該当し、かつ、イからハまでのいずれかの要件に該当するもの

イ 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満であること。

ロ 報酬（最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 3 項各号に掲げる賃金に相当するものとして厚生労働省令で定めるものを除く。）について、厚生労働省令で定めるところにより、第 42 条第 1 項の規定の例により算定した額が、8 万 8 千円未満であること。

ハ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校の生徒、同法第 83 条に規定する大学の学生その他の厚生労働省令で定める者であること。

●短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の更なる適用拡大に係る事務の取扱いについて（令和 4 年 3 月 18 日健康保険組合理事長あて厚生労働省保健局保険課長通知）

第1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準等の概要

1 健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準

(1) 4 分の 3 基準

健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準については、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 3 条第 1 項及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 12 条の規定により、1 週間の所定労働時間及び 1 月間の所定労働日数が、同一の事業所に使用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間及び 1 月間の所定労働日数の 4 分の 3 以上（以下「4 分の 3 基準」という。）である者を、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱う。

(2) 勤務期間要件

被保険者資格の適用除外要件のうち、健康保険法第 3 条第 1 項第 2 号ロ及び厚生年金保険法第 12 条第 1 号ロに規定する勤務期間要件について、施行日以後、「2 月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」に改正されることから、雇用契約の期間が 2 か月未満である場合であっても、実態として当該雇用契約の期間を超えて使用されることが見込まれる場合には、最初の雇用期間を含めて、当初から被用者保険の適用対象とすることとする。

2 短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準

施行日以後、4 分の 3 基準を満たさない者で、次の(1)から(4)までの 4 つの要件（以下「4 要件」という。）を満たすものは、健康保険・厚生年金保険の被保険者として取り扱うこととする。

(1) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること

(2) 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が 8 万 8 千円以上であること

(3) 学生でないこと

(4) 以下のいずれかの適用事業所に使用されていること

ア 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 62 号。以下「年金機能強化法」という。)附則第 17 条第 12 項及び第 46 条第 12 項に規定する特定適用事業所(以下「特定適用事業所」という。)

イ 特定適用事業所以外の適用事業所(国又は地方公共団体の適用事業所を除く。)のうち、労使合意により、事業主が適用拡大を行う旨の申出を行った事業所(以下「任意特定適用事業所」という。)

ウ 国又は地方公共団体の適用事業所(注)

(注) 略

3 1 年以上継続使用要件の廃止

施行日以後、短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の被保険者資格の取得基準から、「同一の事業所に継続して 1 年以上使用されることが見込まれること」(1 年以上継続使用要件)が撤廃される。

これにより、短時間労働者においても、4 分の 3 基準を満たす者と同様、1(2)で示したとおり、「2 月以内の期間を定めて使用され、当該定めた期間を超えて使用されることが見込まれないもの」であるか否かにより、被保険者への該当性が判定されることとなる。

4 企業規模要件の見直し

施行日以後、特定適用事業所におけるいわゆる企業規模要件については、特定労働者(注)の総数が常時 500 人を超える企業から、常時 100 人を超える企業に引き下げられることになる。

なお、令和 6 年 10 月 1 日からは、さらに常時 50 人を超える企業にまで拡大されることに留意されたい。

(注) 厚生年金保険の被保険者資格を有する者を「特定労働者」として取り扱うこととする。

5 70 歳以上の使用される者の該当基準

厚生年金保険法第 27 条に規定する 70 歳以上の使用される者(以下「70 歳以上の使用される者」という。)は、厚生年金保険の被保険者であった 70 歳以上の者であって、適用事業所に使用され、かつ、同法第 12 条各号に定める者に該当するものでないものとされていることから、70 歳以上の使用される者の該当基準については、上記 1 から 4 までの取扱いを準用することとする。

● 雇用保険法第 5 条 (適用事業)

この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

● 雇用保険法第 6 条 (適用除外)

次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 一週間の所定労働時間が 20 時間未満である者(第 37 条の 5 第 1 項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第 43 条第 1 項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)

二 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者(前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第 42 条に規定する日雇労働者であって第 43 条第 1 項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)

三～六 (略)

● 労働基準法第 108 条 (賃金台帳)

使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

⑥ 健康管理

● 都条例第 14 条 (入所者及び職員の健康診断)

3 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者の食事を調理する者について、特に注意を払

わなければならない。

● 労働安全衛生法第 12 条の 2 (安全衛生推進者等)

事業者は、第 11 条第 1 項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定める規模のものごとに、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者(第 11 条第 1 項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者)を選任し、その者に第 10 条第 1 項各号の業務(第 25 条の 2 第 2 項の規定により技術的事項を管理する者を選任した場合においては、同条第 1 項各号の措置に該当するものを除くものとし、第 11 条第 1 項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当させなければならない。

● 労働安全衛生規則第 12 条の 2 (安全衛生推進者等を選任すべき事業場)

法第 12 条の 2 の厚生労働省令で定める規模の事業場は、常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場とする。

● 労働安全衛生規則第 12 条の 3 (安全衛生推進者等の選任)

法第 12 条の 2 の規定による安全衛生推進者又は衛生推進者(以下「安全衛生推進者等」という。)の選任は、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習を修了した者その他法第 10 条第 1 項各号の業務(衛生推進者にあつては、衛生に係る業務に限る。)を担当するため必要な能力を有すると認められる者のうちから、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 安全衛生推進者等を選任すべき事由が発生した日から 14 日以内に選任すること。
- 二 その事業場に専属の者を選任すること。ただし、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタントその他厚生労働大臣が定める者のうちから選任するときは、この限りでない。

● 労働安全衛生規則第 12 条の 4 (安全衛生推進者等の氏名の周知)

事業者は、安全衛生推進者等を選任したときは、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させなければならない。

● 労働安全衛生法第 66 条 (健康診断)

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断(第 66 条の 10 第 1 項に規定する検査を除く。以下この条及び次条において同じ。)を行なわなければならない。

- 5 労働者は、前各項の規定により事業者が行なう健康診断を受けなければならない。ただし、事業者の指定した医師又は歯科医師が行なう健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師又は歯科医師の行なうこれらの規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときは、この限りでない。

● 労働安全衛生規則第 43 条 (雇入時の健康診断)

事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3 月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力(千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第 1 項第 3 号において同じ。)の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査(次条第 1 項第 6 号において「貧血検査」という。)
- 七 血清グルタミクオキシサロアセチクトランスアミナーゼ(GOT)、血清グルタミクピルビクトランスアミナーゼ(GPT)及びガンマーグルタミルトランスペプチダーゼ(γ -GTP)の検査(次条第一項第七号において「肝機能検査」という。)

- 八 低比重リポ蛋白コレステロール(LDLコレステロール)、高比重リポ蛋白コレステロール(HDLコレステロール)及び血清トリグリセライドの量の検査(次条第1項第8号において「血中脂質検査」という。)
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋白の有無の検査(次条第1項第10号において「尿検査」という。)
- 十一 心電図検査

● 労働安全衛生規則第44条（定期健康診断）

事業者は、常時使用する労働者(第45条第1項に規定する労働者を除く。)に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀痰検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査
- 九 血糖検査
- 十 尿検査
- 十一 心電図検査

● 労働安全衛生規則第51条（健康診断結果の記録の作成）

事業者は、第43条、第44条若しくは第45条から第48条までの健康診断若しくは法第66条第4項の規定による指示を受けて行った健康診断(同条第5項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「第43条等の健康診断」という。)又は法第66条の2の自ら受けた健康診断の結果に基づき、健康診断個人票(様式第五号)を作成して、これを5年間保存しなければならない。

⑦ 職員研修

● 都条例第7条（職員の知識及び技能の向上等）

児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽(さん)に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

● 保育所保育指針第5章_4（1）体系的な研修計画の作成

保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならない。

⑧ 施設長の責務

● 保育所設置認可等事務取扱要綱第2_4 職員（2）ア

● 保育所保育指針第5章_2（1）施設長の責務と専門性の向上

施設長は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質及び職員の専門性の向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。

⑨ 建物設備等の管理

● 都条例第5条（児童福祉施設の一般原則）

- 3 児童福祉施設は、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けるとともに、採光、換気その他の入所者の保健衛生及び入所者に対する危害防止に十分考慮した構造設備を設けなければならない。

● 保育所設置認可等事務取扱要綱第2_3 建物、設備

保育所の構造及び設備は、建築基準法、消防法等関係法令の定めるところに従うほか、採光、換気等入所児童の保健衛生、危険防止に十分な注意を払い、条例及び規則に定めるもの並びに下記の基準による設備を有し、適切に運営すること。

● 保育所保育指針第3章_3（2）事故防止及び安全対策

- ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。
- イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
- ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。また、子どもの精神保健面における対応に留意すること。

● 建築基準法第12条（報告、検査等）

- 1 第6条第1項第1号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物（以下この項及び第三項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第三項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第三項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 2 国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する特定建築物の管理者である国、都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は、当該特定建築物の敷地及び構造について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員に、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（当該特定建築物の防火戸その他の前項の政令で定める防火設備についての第四項の点検を除く。）をさせなければならない。ただし、当該特定建築物（第六条第一項第一号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして前項の政令で定めるもの及び同項の規定により特定行政庁が指定するものを除く。）のうち特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て指定したものについては、この限りでない。
- 3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の

建築物に設けるものを除く。)の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者(次項及び第十二条の三第二項において「建築設備等検査員」という。)に検査(これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

⑩ 災害対策

●都条例第 11 条 (業務継続計画の策定等)

児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第十二条、第二十条及び第二十条の二において「障害児入所施設等」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に行之、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

●都条例第 12 条 (衛生管理等)

2 児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。)は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

● 都条例第 20 条 (非常災害対策)

児童福祉施設(障害児入所施設等を除く。)は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。

● 都規則第 5 条 (非常災害対策)

条例第 20 条第 2 項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月 1 回実施しなければならない。

● 消防法第 8 条

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店(これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。)、複合用途防火対象物(防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。)その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

● 消防法第 8 条の 3

高層建築物若しくは地下街又は劇場、キャバレー、旅館、病院その他の政令で定める防火対象物にお

いて使用する防災対象物品(どん帳、カーテン、展示用合板その他これらに類する物品で政令で定めるものをいう。以下同じ。)は、政令で定める基準以上の防災性能を有するものでなければならない。

● 消防法第 17 条の 3 の 3

第 17 条第 1 項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第 8 条の 2 の 2 第 1 項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期的に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

● 消防法施行規則第 3 条 (防火管理に係る消防計画)

防火管理者は、令第 3 条の 2 第 1 項の規定により、防火対象物の位置、構造及び設備の状況並びにその使用状況に応じ、次の各号に掲げる区分に従い、おおむね次の各号に掲げる事項について、当該防火対象物の管理について権原を有する者の指示を受けて防火管理に係る消防計画を作成し、別記様式第 1 号の 2 の届出書によりその旨を所轄消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長に届け出なければならない。防火管理に係る消防計画を変更するときも、同様とする。

● 火災予防条例(昭和 37 年東京都条例第 65 号) 第 55 条の 4 (自衛消防訓練等)

令別表第一に掲げる防火対象物の管理について権原を有する者は、火災、地震その他の災害が発生した場合の当該防火対象物における初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供その他の自衛消防の活動(以下「自衛消防活動」という。)を効果的に行うため自衛消防の組織を定め、自衛消防活動に係る訓練(以下「自衛消防訓練」という。)を行うよう努めなければならない。

- 2 令第 1 条の 2 第 3 項第 1 号及び第 55 条の 3 第 1 項に規定する防火対象物の防火管理者は、防火管理に係る消防計画に基づき自衛消防訓練を実施したときは、規則で定めるところにより、その実施結果記録を作成し、これを保存しなければならない。
- 3 統括防火管理者は、全体についての消防計画に基づき自衛消防訓練を実施したときは、規則で定めるところにより、その実施結果記録を作成し、これを保存しなければならない。

● 保育所保育指針第 3 章_3 (2) 事故防止及び安全対策

● 保育所保育指針第 3 章_4 災害への備え

(1) 施設・設備等の安全確保

- ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
- イ 備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

- ア 火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。
- イ 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。
- ウ 災害の発生時に、保護者等への連絡及び子どもの引渡しを円滑に行うため、日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。

(3) 地域の関係機関等との連携

- ア 市町村の支援の下に、地域の関係機関との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。
- イ 避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。

● 水防法第 15 条の 3 (要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪

水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

● 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条の2

前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なくこれを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

⑪ 安全対策

● 都条例第20条の3（安全計画の策定等）

児童福祉施設(助産施設、児童厚生施設(児童遊園に限る。))及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 保育所及び児童発達支援センターは、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

● 都条例第20条の4（自動車を運行する場合の所在の確認）

児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターは、児童の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席

並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(児童の降車の際に限る。)を行わなければならない。

【保育内容】

① 保育の状況 (i) 保育所保育に関する基本原則

● 都条例第41条第2項第2号

保育室又は遊戯室は、保育に必要な用具を備えること。

● 都条例第45条

保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うこととし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従うものとする。

● 保育所保育指針第1章

(1) 保育所の役割

ア 保育所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

イ 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

ウ 保育所は、入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

エ 保育所における保育士は、児童福祉法第18条の4の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものであり、その職責を遂行するための専門性の向上に絶えず努めなければならない。

(2) 保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(3) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。

- ア 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- イ 子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- エ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。
- オ 子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- カ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

(4) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

- ア 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことができるよう配慮すること。
- イ 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。
- ウ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- エ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(5) 保育所の社会的責任

- ア 保育所は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。
- イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ウ 保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

● 「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日付児発第471号)別紙1-2

(2) 第1-1【保育所】

- (3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に関わる基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。

① 保育の状況 (ii) 人権の尊重

● 都条例第5条(児童福祉施設の一般原則)

● 保育所保育指針第1章_1(5) 保育所の社会的責任 ア

● 保育所保育指針第1章_2(2) イ(ア) ねらい ②③

- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。

① 保育の状況 (iii) 養護に関する基本的事項

● 都条例第45条

● 保育所保育指針第1章_2養護に関する基本的事項

(1) 養護の理念

保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

(2) 養護に関わるねらい及び内容

ア生命の保持

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、快適に生活できるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする。
- ③ 一人一人の子どもの生理的欲求が、十分に満たされるようにする。
- ④ 一人一人の子どもの健康増進が、積極的に図られるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。
- ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取ることができるようにする。また、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどについて、子どもが意欲的せつに生活できるよう適切に援助する。

イ 情緒の安定

(ア) ねらい

- ① 一人一人の子どもが、安定感をもって過ごせるようにする。
- ② 一人一人の子どもが、自分の気持ちを安心して表すことができるようにする。
- ③ 一人一人の子どもが、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにする。
- ④ 一人一人の子どもがくつろいで共に過ごし、心身の疲れが癒されるようにする。

(イ) 内容

- ① 一人一人の子どもの置かれている状態や発達過程などを的確に把握し、子どもの欲求を適切に満たしながら、応答的な触れ合いや言葉がけを行う。
- ② 一人一人の子どもの気持ちを受容し、共感しながら、子どもとの継続的な信頼関係を築いていく。
- ③ 保育士等との信頼関係を基盤に、一人一人の子どもが主体的に活動し、自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をもつことができるよう成長の過程を見守り、適切に働きかける。
- ④ 一人一人の子どもの生活のリズム、発達過程、保育時間などに応じて、活動内容のバランスや調

和を図りながら、適切な食事や休息が取れるようにする。

① 保育の状況 (iv) 全体的な計画の作成

● 保育所保育指針第1章_3 (1) 全体的な計画の作成

- ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。
- イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。
- ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

① 保育の状況 (v) 指導計画の作成

**ア 指導計画の構成 イ 作成上の留意事項 ウ ねらい及び内容・環境構成 エ 生活リズムの調和
オ 午睡の環境確保と配慮 カ 長時間にわたる保育 キ 障害のある子供の保育**

● 保育所保育指針第1章_3 (2) 指導計画の作成

- ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。
- イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。
 - (ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
 - (イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
 - (ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。
- ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。
- エ 一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。
- オ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。
- キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

● 「保育所保育指針の適用に際しての留意事項について」(平成30年3月30日付子保発第0330第2号)

① 保育の状況 (vi) 指導計画の展開

● 保育所保育指針第1章_3(3) 指導計画の展開

指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。

イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。

ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。

エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。

① 保育の状況 (vii) 保育の内容等の評価

● 保育所保育指針第1章_3(4) 保育内容等の評価 (5) 評価を踏まえた計画の改善

(4) 保育内容等の評価

ア 保育士等の自己評価

(ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

(イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。

(ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

イ 保育所の自己評価

(ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

(イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。

(ウ) 設備運営基準第36条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

(5) 評価を踏まえた計画の改善

ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

● 都条例第47条

保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

● 平成21年3月「保育所における自己評価ガイドライン」(厚生労働省)

① 保育の状況 (viii) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間及び開所日数

● 児童福祉法第39条

保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設(利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。)とする。

● 都条例第44条

保育所における保育時間は、原則として1日につき8時間とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し、保育所の長がこれを定める。

2 保育所における開所時間は、規則に定める基準によるものとする。

● 都規則第17条

条例第44条第2項に規定する規則で定める基準は、原則として11時間を開所時間とすることとする。

① 保育の状況 (viii) 保育の体制 イ 保育士の配置

● 都条例第43条

● 都規則第16条

● 保育所設置認可等事務取扱要綱第2_4(1)

● 保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日付児発第302号)

① 保育の状況 (ix) 整備すべき帳簿

● 都条例第17条

① 保育の状況 (x) 保護者との連携

● 都条例第46条

保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとるとともに、保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

● 保育所保育指針第1章_2(2)ア(イ)

- ① 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応する。
- ② 家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく。また、家庭と協力しながら、子どもの発達過程等に応じた適切な生活のリズムがつくられていくようにする。

● 保育所保育指針第2章_4(3) 家庭及び地域社会との連携

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭及び地域社会と連携して保育が展開されるよう配慮すること。その際、家庭や地域の機関及び団体の協力を得て、地域の自然、高齢者や異年齢の子ども等を含む人材、行事、施設等の地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験をはじめ保育内容の充実が図られるよう配慮すること。

● 保育所保育指針第4章_2(1)ア

日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。

① 保育の状況 (xi) 小学校との連携

● 保育所保育指針第2章_4 (2)

- ア 保育所においては、保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。
- イ 保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、第1章の4の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
- ウ 子どもに関する情報共有に関して、保育所に入所している子どもの就学に際し、市町村の支援の下に、子どもの育ちを支えるための資料が保育所から小学校へ送付されるようにすること。

② 食事の提供の状況 (i) 食育計画

● 保育所保育指針第3章_2 (1) ウ

乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。

● 「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(平成16年3月29日付雇児保発第0329001号)

● 「『第4次食育推進基本計画』に基づく保育所における食育の推進について」(令和3年4月1日付子保発0401第2号)

② 食事の提供の状況 (ii) 食事計画と献立業務 ア 食事計画 イ 献立の作成

● 都条例第13条

児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねる他の社会福祉施設の調理室で調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設は、入所者に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、入所者の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。
- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理する場合は、この限りでない。
- 4 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

● 「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」(令和2年3月31日付子発0331第1号)

● 「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」(令和2年3月31日付子母発0331第1号)

● 「食事による栄養摂取量の基準」(令和2年1月21日厚生労働省告示第10号)

② 食事の提供の状況 (ii) 食事計画と献立業務 ウ 給食材料の用意、保管

● 「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」(平成13年8月1日付雇児

総発第36号)

- 「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日付社援施第65号)
- 「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」(平成8年6月18日付社援施第97号)

② 食事の提供の状況 (iii) 食事の提供 ア献立に基づく提供 イ児童の状況に応じた配慮

- 都条例第13条
- 「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日付児発第471号) 別紙1 2
(2) 第2[共通事項]
 - (4)給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。
 - (5)3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。

② 食事の提供の状況 (iv) 衛生管理

- 都条例第14条第3項
- 保育所設置認可等事務取扱要綱第2_7(3)
 - 調理や調乳を行う者については、「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」(平成13年8月1日付雇児発第36号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)を順守し、施設における衛生管理及び食中毒予防を徹底すること。
- 「社会福祉施設における衛生管理について」(平成9年3月31日付社援施第65号)

② 食事の提供の状況 (v) 営業の届出等

- 食品衛生法(昭和22年法律第233号) 第57条
 - 営業(第五十四条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。)を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 食品衛生法(昭和22年法律第233号) 第68条
 - ③ 第十五条から第十八条まで、第二十五条第一項、第二十八条から第三十条まで、第五十一条、第五十四条、第五十七条及び第五十九条から第六十一条までの規定は、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を供与する場合に、これを準用する。
- 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」(令和2年8月5日薬生食監発0805第3号)

② 食事の提供の状況 (vi) 調理業務委託

- 「保育所における調理業務の委託について」(平成10年2月18日付児発第86号)

② 食事の提供の状況 (vii) 食事の外部搬入

- 都条例第13条
 - 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)は、入所者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第八条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねる他の社会福

社施設の調理室で調理する方法を含む。)により行わなければならない。

● 都条例第42条

第一三条第一項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす保育所は、当該保育所に入所している満三歳以上の幼児に対する食事を当該保育所外で調理し、搬入する方法により提供することができる。ただし、当該保育所で行うべき調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

● 都規則第15条

条例第四十二条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 幼児に対し食事を提供する責任が当該保育所にあり、当該保育所の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができる体制を確立し、調理業務の受託者との契約内容を確保すること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、区市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導を受ける等、必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者については、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等に適切に対応できる者としてすること。
- 四 食を通じた幼児の健全育成を図る観点から、幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

③ 健康・安全の状況 (i) 保健計画

● 保育所保育指針第3章_1 (2) ア

子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。

③ 健康・安全の状況 (ii) 児童健康診断

● 都条例第14条1項

児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項において同じ。)の長は、入所者に対する入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条、第13条及び第17条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

● 「学校保健安全法施行規則」(昭和33年文部省令第18号)

③ 健康・安全の状況 (iii) 健康状態の把握

● 保育所保育指針第3章_1 (1) ア

子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。

③ 健康・安全の状況 (iv) 虐待等への対応

● 児童虐待の防止等に関する法律第5条

学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センター

その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

5 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

● 児童虐待の防止等に関する法律第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

● 「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(平成31年3月29日東京都条例第50号)

● 保育所保育指針第3章_1(1)ウ

子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

● 保育所保育指針第4章_2(3)イ

保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

③ 健康・安全の状況 (v) 疾病等への対応

● 保育所保育指針第3章_1(3)

ア 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

イ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

ウ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

● 保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省)

③ 健康・安全の状況 (vi) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止

● 保育所保育指針第2章_1(3)ア

乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。

● 保育所保育指針第3章_1(3)イ

感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、

市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。

● 保育所保育指針第3章_3 (2) イ

事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

● 「児童福祉行政指導監査の実施について」(平成12年4月25日付児発第471号)

● 「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について」(平成30年10月12日付30福保子保第3635号)

● 「教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について」(令和6年2月8日付こども家庭庁等事務連絡)

● 「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について」(令和6年2月8日付5福祉子保第3004号及び別紙)

③ 健康・安全の状況 (vii) 児童の安全確保

● 保育所保育指針第3章_3 (2)

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

● 「教育・保育施設等における食品等の誤嚥による窒息事故の防止について」(令和6年1月25日付こども家庭庁等事務連絡)

● 「保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について」(令和4年4月11日付厚生労働省等事務連絡)

● 「教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止 及び熱中症事故の防止について」(令和6年5月31日付こども家庭庁等事務連絡)

● 「新年度における教育・保育施設等の事故防止に向けた取組の徹底について」(令和6年3月29日付こども家庭庁等事務連絡)

● 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」(令和6年3月22日付こ成安第37号、5教参学第40号)

● 平成12年4月25日付児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」

● 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(内閣府)

● 「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和6年3月22日付こ成安第36号、5教参学第39号)

● 「特定教育・保育施設等における事故の報告について」(依頼)(令和6年3月28日付5福祉子保第4007号)

● 「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」(令和6年3月28日付5福祉子保第4008号)

【会計経理】

① 会計経理

● ガイドライン

I-6-(1)-3、III-3-(2)-1

● 留意事項

1 管理組織の確立

(1) 法人における予算の執行及び資金等の管理に関しては、あらかじめ運営管理責任者を定める等法人の管理運営に十分配慮した体制を確保すること。

また、内部牽制に配慮した業務分担、自己点検を行う等、適正な会計事務処理に努めること。

(2) 会計責任者については理事長が任命することとし、会計責任者は取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行い、又は理事長の任命する出納職員にこれらの事務を行わせるものとする。

(4) 法人は、上記事項を考慮し、会計基準省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項について経理規程を定めるものとする。

● 入札通知

1 入札契約関係について

各法人の行う入札契約については、法人運営の一層の明確化を図るため、随意契約及び競争契約についての基準を示してきたところであるが、その重要性はいまだ変わるものではなく、今後、各法人の策定する経理規程についても、以下の事項を踏まえ、明確に規定すること。

(1) 理事長が契約について職員に委任する場合は、その委任の範囲を明確に定めること。

② 予算

● ガイドライン

III-3-(2)-2

● 留意事項

2 予算と経理

(1) 法人は、事業計画をもとに資金収支予算書を作成するものとし、資金収支予算書は拠点区分ごとに収入支出予算を編成することとする。

また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠することとする。

(2) 法人は、全ての収入及び支出について予算を編成し、予算に基づいて事業活動を行うこととする。

なお、年度途中で予算との乖離等が見込まれる場合は、必要な収入及び支出について補正予算を編成するものとする。ただし、乖離額等が法人の運営に支障がなく、軽微な範囲にとどまる場合は、この限りではない。

(3) 会計帳簿は、原則として、拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

● 経理等取扱通知

2 経理等通知の1の(2)において、「人件費、管理費又は事業費」とは、保育所を経営する事業に係る経費であって、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」(平成 23 年7月 27 日雇児総発 0727 第3号、社援基発 0727 第1号、障障発 0727 第2号、老総発 0727 第1号)に定める別紙1「社会福祉法人会計基準適用上の留意事項(運用指針)」中、別添3の資金収支計算書勘定科目において事業活

動による支出に設けられている科目のうち、経理等通知別表6の収支計算分析表において、それぞれ人件費支出、事務費支出及び事業費支出として掲げた科目を指す。

③ 収入

● ガイドライン

Ⅲ－３－(1)、Ⅲ－３－(3)－2

● 会計省令

第4条 資産については、次項から第6項までの場合を除き、会計帳簿にその取得価額を付さなければならぬ。ただし、受贈又は交換によって取得した資産については、その取得時における公正な評価額と付すものとする。

● 留意事項

1 (1)、(2)、(4)

9 寄附金の扱い

(1) 金銭の寄附は、寄附目的により拠点区分の帰属を決定し、当該拠点区分の資金収支計算書の経常経費寄附金収入又は施設整備等寄附金収入として計上し、併せて事業活動計算書の経常経費寄附金収益又は施設整備等寄附金収益として計上するものとする。

(2) 寄附物品については、取得時の時価により、経常経費に対する寄附物品であれば経常経費寄附金収入及び経常経費寄附金収益として計上する。土地などの支払資金の増減に影響しない寄附物品については、事業活動計算書の固定資産受贈額として計上するものとし、資金収支計算書には計上しないものとする。

ただし、当該物品が飲食物等で即日消費されるもの又は社会通念上受取寄附金として扱うことが不適当なものはこの限りではない。

なお、寄附金及び寄附物品を収受した場合には、寄附者から寄附申込書を受けることとし、寄附金収益明細書(運用上の取扱い別紙3(②))を作成し、寄附者、寄附目的、寄附金額等を記載することとする。

④ 支出

● ガイドライン

Ⅲ－３－(1)、Ⅲ－３－(3)－2

● 経理等運用通知

(問18) 経理等通知の1(4)、(5)及び別表2に関して、「保育所等の土地又は建物の賃借料」には、駐車場も含まれるのか。

(答) 保護者の送迎用の駐車場については、保護者全員が利用するものでないことから、利用する児童の保護者からその実費を徴収することが原則であるが、適正な施設運営が確保されている保育所等において、保育所等周辺の交通事情等により地域住民等から駐車場の設置が求められ、保育所等として駐車場の賃借が必要となった場合には、経理等通知の別表2の「保育所等の土地又は建物の賃借料」に含まれるものとして、同通知の1の(4)及び(5)により、支出が可能である。

⑤ 経理事務処理

● ガイドライン

Ⅲ－３－(1)及び(4)

● 会計省令

第2条 社会福祉法人は、次に掲げる原則に従って、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。

- 1 計算書類は、資金収支及び純資産の増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態に関する真実な内容を明瞭に表示すること。
- 2 計算書類は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成すること。
- 3 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。
- 4 重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、他の簡便な方法によることができること。

● 留意事項

2(2)、(3)

13 共通支出及び費用の配分方法

(1) 配分方法について

共通支出及び費用の具体的な科目及び配分方法は別添1のとおりとするが、これによりがたい場合は、実態に即した合理的な配分方法によることとして差し支えない。

また、科目が別添1に示すものにならない場合は、適宜、類似の科目の考え方を基に配分して差し支えない。

なお、どのような配分方法を用いたか分かるように記録しておくことが必要である。

(2) 事務費と事業費の科目の取扱について

「水道光熱費(支出)」、「燃料費(支出)」、「賃借料(支出)」、「保険料(支出)」については原則、事業費(支出)のみに計上できる。ただし、措置費、保育所運営費の弾力運用が認められないケースでは、事業費(支出)、事務費(支出)双方に計上するものとする。

● 入札通知

2 計算書類等の扱いについて

会計帳簿については、社会福祉法(以下「法」という。)第45条の24に基づき、適時に正確な会計帳簿を作成するとともに、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、会計帳簿及び事業に関する重要な資料を保存しなければならないこと。また、契約に係る証憑書類についても、同様に保存すること。

計算書類については、法第45条の27に基づき、毎会計年度終了後3月以内に計算書類及び附属明細書を作成するとともに、計算書類を作成した時から10年間、計算書類及び附属明細書を保存しなければならないこと。

財産目録については、法45条の34に基づき、毎会計年度終了後3月以内に作成するとともに、5年間保存しなければならないこと。

⑥ 契約

● ガイドライン

Ⅲ-4-(4)-4

● 入札通知

1 入札契約関係について

(3) 随意契約によることができる場合の一般的な基準は次のとおりとする。

ア 売買、賃貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表に掲げる区分に応じ同表右欄に定める額を超えない場合(各法人において、別表に定める額より小額な基準を設けることは差し支えないこと)

イ 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ① 不動産の買入れ又は借入れの契約を締結する場合
- ② 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達成することができない場合
- ③ 既設の設備の密接不可分の関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生じる恐れがある設備、機器等の増設、改修等の工事を行う場合
- ④ 契約の目的物が特定の者でなければ納入することができない場合
- ⑤ 契約の目的物が代替性のない特定の位置、構造又は物質である場合
- ⑥ 日常的に消費する食料品や生活必需品の購入について、社会通念上妥当と認められる場合

ウ 緊急の必要により競争に付することができない場合

- ① 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事を行う場合
- ② 災害発生時の応急工事及び物品購入等を行う場合
- ③ メチシリン耐性黄色ブドウ球菌(MRSA)等の感染を防止する消毒設備の購入など、緊急に対応しなければ入所者処遇に悪影響を及ぼす場合

エ 競争入札に付することが不利と認められる場合

- ① 現に契約履行中の工事に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利である場合
- ② 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがある場合
- ③ 緊急に契約をしなければ、契約する機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならない恐れがある場合
- ④ ただし、予定価格が 1,000 万円を超える施設整備及び設備整備を行う場合は、前記②及び③の適用は受けない。

オ 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合

- ① 物品の購入に当たり、特定の業者がその物品を多量に所有し、しかも他の業者が所有している当該同一物品の価格に比して有利な価格でこれを購入可能な場合
- ② 価格及びその他の要件を考慮した契約で他の契約よりも有利となる場合
- ③ ただし、予定価格が 1,000 万円を超える設備整備を行う場合は、前記①及び②の適用は受けない。

(4) 価格による随意契約((3)アの契約をいう。)は、3社以上の業者から見積もりを徴し比較するなど、適正な価格を客観的に判断すること。ただし、契約の種類に応じて、下記の金額を超えない場合には、2社以上の業者からの見積もりで差し支えないこと。

- ・ 工事又は製造の請負:250 万円
- ・ 食料品・物品等の買入れ:160 万円
- ・ 上記に掲げるもの以外:100 万円

また、見積もりを徴する業者及びその契約の額の決定に当たっては、公平性、透明性の確保に十分留意することとし、企画競争等を行うことが望ましいこと。

なお、継続的な取引を随意契約で行う場合には、その契約期間中に、必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

別 表

区分	金額
会計監査を受けない法人	1,000万円
会計監査を受ける法人 ※会計監査人設置法人及び会計監査	法人の実態に応じて、下記金額を上限に設定 (上限額)

人を設置せずに公認会計士又は監査法人による会計監査を受ける法人	・建築工事:20億円 ・建築技術・サービス:2億円 ・物品等:3,000万円
---------------------------------	--

● 徹底通知

5 指導監督上の留意事項について

(3) 施設運営関係

エ 物品の購入等については、競争入札や複数業者からの見積合わせ、市場価格調査等により適正に行われているかを確認されたいこと。不適正な契約が行われている場合には、その是正について指導を徹底されたいこと。

⑦ 決算・計算書類

● ガイドライン

Ⅲ-3-(3)-3、Ⅲ-3-(5)-1及び2

● 留意事項

3 決算

決算に際しては、毎会計年度終了後3か月以内に、計算書類(資金収支計算書(法人単位資金収支計算書、資金収支内訳表、事業区分資金収支内訳表及び拠点区分資金収支計算書)、事業活動計算書(法人単位事業活動計算書、事業活動内訳表、事業区分事業活動内訳表及び拠点区分事業活動計算書)及び貸借対照表(法人単位貸借対照表、貸借対照表内訳表、事業区分貸借対照表内訳表及び拠点区分貸借対照表)。以下同じ。)及びその附属明細書並びに財産目録を作成し、理事会の承認を受け、このうち計算書類及び財産目録については評議員会の承認を受けたのち、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録については、所轄庁に提出しなければならない。

● 会計省令

第30条 社会福祉法第45条の27第2項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成される次に掲げるものとする。この場合において、第1号から第7号までに掲げる附属明細書にあつては法人全体について、第8号から第19号までに掲げる附属明細書にあつては拠点区分ごとに作成するものとする。

- 1 借入金明細書
- 2 寄附金収益明細書
- 3 補助金事業等収益明細書
- 4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書
- 5 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書
- 6 基本金明細書
- 7 国庫補助金等特別積立金明細書
- 8 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書
- 9 引当金明細書
- 10 拠点区分資金収支明細書
- 11 拠点区分事業活動明細書
- 12 積立金・積立資産明細書
- 13 サービス区分間繰入金明細書
- 14 サービス区分間貸付金(借入金)残高明細書

⑧ 資産

● ガイドライン

Ⅲ－３－(3)－２及び３

● 会計省令

第４条

● 留意事項

17 減価償却について

(1) 減価償却の対象と単位

減価償却は耐用年数が１年以上、かつ、原則として１個若しくは１組の金額が１０万円以上の有形固定資産及び無形固定資産を対象とする。減価償却計算の単位は、原則として資産ごととする。

(2) 残存価額

ア 平成１９年３月３１日以前に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額は取得価額の１０％とする。耐用年数到来時においても使用し続けている有形固定資産については、さらに、備忘価額(１円)まで償却を行うことができるものとする。

イ 平成１９年４月１日以降に取得した有形固定資産

有形固定資産について償却計算を実施するための残存価額はゼロとし、償却累計額が当該資産の取得価額から備忘価額(１円)を控除した金額に達するまで償却するものとする。

ウ 無形固定資産

無形固定資産については、当初より残存価額をゼロとして減価償却を行うものとする。

(3) 耐用年数

耐用年数は、原則として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和４０年大蔵省令第１５号)によるものとする。

(4) 償却率等

減価償却の計算は、原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の定めによるものとし、適用する償却率等は別添２(減価償却資産の償却率、改定償却率及び保証率表)のとおりとする。

(5) 減価償却計算期間の単位

減価償却費の計算は、原則として１年を単位として行うものとする。ただし、年度の中で取得又は売却・廃棄した減価償却資産については、月を単位(月数は暦に従って計算し、１か月に満たない端数を生じた時はこれを１か月とする)として計算を行うものとする。

(6) 減価償却費の配分の基準

ア 複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費のうち、国庫補助金等により取得した償却資産に関する減価償却費は、国庫補助金等の補助目的に沿った拠点区分又はサービス区分に配分する。

イ ア以外の複数の拠点区分又はサービス区分に共通して発生する減価償却費については、利用の程度に応じた面積、人数等の合理的基準に基づいて每期継続的に各拠点区分又はサービス区分に配分する。

27 固定資産管理台帳について

基本財産(有形固定資産)及びその他の固定資産(有形固定資産及び無形固定資産)は個々の資産の管理を行うため、固定資産管理台帳を作成するものとする。

● 経理等通知

４ 委託費の管理・運用

- (1) 委託費の管理・運用については、銀行、郵便局等への預貯金等安全確実でかつ換金性の高い方法により行うこと。

● 経理等取扱通知

- 6 経理等通知の4の(1)における「安全確実でかつ換金性の高い方法」として、銀行、郵便局、農業協同組合等への預貯金のほか、国債、地方債、信託銀行への金銭信託等元本保障のある方法が考えられるが、株式投資、商品取引等リスクが大きいものは認められないこと。

⑨ 負債

● ガイドライン

I-6-(3)、III-3-(3)-2及び3

⑩ 純資産

● ガイドライン

III-3-(3)-2及び3

● 留意事項

- 15 国庫補助金等特別積立金について

- (2) 国庫補助金等特別積立金の積立て

ア 国庫補助金等特別積立金の積立て

会計省令第6条第2項及び運用上の取扱い第10に規定する国庫補助金等特別積立金については、国又は地方公共団体等から受け入れた補助金、助成金及び交付金等の額を各拠点区分で積み立てることとし、合築等により受け入れる拠点区分が判明しない場合、又は複数の施設に対して補助金を受け入れた場合には、最も合理的な基準に基づいて各拠点区分に配分することとする。

設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金等のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして国庫補助金等とされたものは、実際に償還補助があったときに当該金額を国庫補助金等特別積立金に積立てるものとする。

また、当該国庫補助金等が計画通りに入金されなかった場合については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算を行うものとする。ただし、当該金額が僅少な場合は、再計算を省略することができるものとする。さらに、設備資金借入金の償還補助が打ち切られた場合の国庫補助金等については、差額部分を当初の予定額に加減算して、再度配分計算をし、経過期間分の修正を行うものとする。当該修正額は原則として特別増減の部に記載するものとするが、重要性が乏しい場合はサービス活動外増減の部に記載できるものとする。

イ 国庫補助金等特別積立金の取崩し

運用上の取扱い第9に規定する国庫補助金等特別積立金の減価償却等による取り崩し及び国庫補助金等特別積立金の対象となった基本財産等が廃棄又は売却された場合の取り崩しの場合についても各拠点区分で処理することとする。

また、国庫補助金等はその効果を発現する期間にわたって、支出対象経費(主として減価償却費をいう)の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。

なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等は、原則として取崩しという事態は生じず、将来にわたっても純資産に計上する。

さらに、設備資金借入金の返済時期に合わせて執行される補助金のうち、施設整備時又は設備整備時においてその受領金額が確実に見込まれており、実質的に施設整備事業又は設備整備事業に対する補助金等に相当するものとして積み立てられた国庫補助金等特別積立金の取崩額の計算に当たっては、償還補助総額を基礎として支出対象経費(主として減価償却費をいう)の期間費用計上に対応して国庫補助金等特別積立金取崩額をサービス活動費用の控除項目として計上する。

ウ 国庫補助金等特別積立金明細書の作成

国庫補助金等特別積立金の積み立て及び取り崩しに当たっては、国庫補助金等特別積立金明細書(運用上の取扱い別紙 3(⑦))を作成し、それらの内容を記載することとする。

19 積立金と積立資産について

(1) 積立資産の積立て

運用上の取扱い第 19 において積立金を計上する際は同額の積立資産を積み立てることとしているが、資金管理上の理由等から積立資産の積立てが必要とされる場合には、その名称・理由を明確化した上で積立金を積み立てずに積立資産を計上できるものとする(運用上の取扱い別紙 3(⑫)「積立金・積立資産明細書」参照)。

(2) 積立資産の積立ての時期

積立金と積立資産の積立ては、増減差額の発生した年度の計算書類に反映させるものであるが、専用の預金口座で管理する場合は、遅くとも決算理事会終了後 2 か月を越えないうちに行うものとする。

● 経理等運用通知

(問 8) 経理等通知の保育所施設・設備整備積立預金の経理上の取扱いはどうになるのか。

(答) 1 保育所については、各施設ごとに積立金・積立資産の累計額が把握できるよう、それぞれの拠点区分ごとに各積立金・積立資産の累計額に係る明細表を作成することとされている(運用指針 19 (1))。したがって、複数の保育所を経営している場合にあっては、「保育所施設・設備整備積立金」及び「保育所施設・設備整備積立資産」について、各保育所の拠点区分において積立支出された額の累計額を当該拠点区分ごとの積立(資産)金累計額として明細表を作成することとなる。

2 保育所の増改築を行う場合には、増改築を行う当該保育所に係る拠点区分において、施設・設備整備を行う年度に、当該拠点区分に係る積立金累計額の範囲で積立金を取り崩し、「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を計上して施設・設備整備費に充てることとなる。

3 「保育所施設・設備整備積立資産」の各保育所の拠点区分ごとの積立金累計額は一義的には、当該拠点区分に係る保育所の増改築に充ててことを目的とした積立金であることから、同一の設置者が設置する他の保育所等の増改築又は創設に充てようとする場合には、

- ① 経理等通知の 1(4)により、積立目的以外に使用するものとして事前に協議を求め、当該増改築又は創設に充てられることを確認する等の審査を行って適当と認められる場合
- ② 経理等通知の 1(6)により事前に貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人である場合は理事会)において承認された場合

には、当該増改築又は創設に必要な額を積立金から取り崩して「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」に計上した上で、当該増改築又は創設に係る保育所等の拠点区分に繰り入れて使用することを認めて差し支えない。

4 保育所の創設の場合には、施設・設備整備を行う年度に、創設される保育所に係る拠点区分を設け、当該拠点区分に「保育所施設・設備整備積立資産取崩収入」を繰り入れて使用することとなる。

5 なお、保育所施設・設備整備積立資産から土地取得に要する費用を取り崩すことができるのは、当該保育所の増改築に係る計画について、都道府県知事(当該保育所の設置主体が社会福祉法

人である場合は理事会)の承認を得るとともに、都道府県及び市町村など関係行政機関との事前協議及び地元調整が終了しており、施設の整備が確実な場合に限るものとする。

⑪ 貸付金処理

●経理等通知

4 委託費の管理・運用

- (2) 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであること。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は一切認められないこと。

●経理等運用通知

(問14) 経理等通知の 4(2)に関して、「当該法人の経営上止むを得ない場合」とは具体的にどのような状況をいうのか。

(答) 具体的には、次のような事例が考えられる。

- 1 当該法人内の他の施設拠点区分において補助金収入(措置費及び委託費を含む。)の遅れ等により、資金不足が生じた場合
- 2 当該法人内の施設拠点区分において都道府県補助金収入が予定より遅れたため、資金不足を生じた場合
- 3 当該法人内の収益事業において、一時的な資金不足が生じた場合

なお、いずれの場合においても真に止むを得ないと認められる場合であって、かつ当該年度内に返済が確実である場合に限られるものである。

(問15) 経理等通知の 4(2)に関して、本部拠点区分への貸付の対象範囲は、具体的にどこまで認められるのか。

(答) 委託費等の同一法人内における貸付のうち、本部拠点区分に対しての貸付について、社会福祉法人会計基準に定める本部拠点区分資金収支計算書及び社会福祉事業区分資金収支内訳表の本部拠点区分の勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費とし、いずれも社会福祉事業、公益事業又は収益事業に関する経費に限り認められるものであること。

⑫ 委託費の弾力運用

●経理等通知

3 前期末支払資金残高の取扱い

- (1) 前期末支払資金残高の取り崩しについては、事前に貴職に協議を求め、審査の上適当と認められる場合は、使用を認めて差し支えないこと。

なお、前期末支払資金残高については、自然災害その他止むを得ない事由によりその取崩しを必要とする場合又は取り崩す額の合計額がその年度の取崩しを必要とする施設に係る拠点区分の事業活動収入計(予算額)の3%以下である場合は事前の協議を省略して差し支えないこと。

- (2) 前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職(当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会)の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の 30%以下の保有とすること。

- ① 当該保育所を設置する法人本部の運営に要する経費
- ② 同一の設置者が運営する社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条に定める第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費
- ③ 同一の設置者が運営する公益事業(子育て支援事業を除く)の運営、施設設備の整備等に要する経費

●経理等運用通知

(問 12)経理等通知の 1(5)の②イに関して、「入所者等に対する苦情解決処理の仕組みの周知」、「第三者委員の設置」及び「入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表」は具体的にどのように行うのか。

(答)3 入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うこと。

●経理等取扱通知

5 経理等通知の 1 の (3) 及び (4) 並びに 3 の (1) に関して、各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合又は前期末支払資金残高を取り崩して使用する場合は、使途範囲がその施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費又は同通知 1 の (4) による別表 2 に係る経費等であれば、取崩しを認めて差し支えないこと。「その施設の運営や入所児童の処遇に必要な経費」とは、具体的には、次のような事例が考えられること。

- (1) 人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填
- (2) 建物の修繕、模様替え等
- (3) 建物附属設備の更新
- (4) 省力化機器並びにソーラーシステム、集中冷暖房、給湯設備、フェンス、スプリンクラー、防火設備等の設備の整備
- (5) 花壇、遊歩道等の環境の整備、その施設の用に供する駐車場、道路の舗装等
- (6) 登所バス等の購入、修理等

なお、経理等通知 1 の (6) に関して、目的以外に使用する場合とは、保育所施設・設備整備積立資産を同一の設置者の当該保育所以外の社会福祉施設等(「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成 16 年 3 月 12 日雇児発第 0312001 号、社援発第 0312001 号、老発第 0312001 号)別表 3 に掲げる施設をいう。)の新築又は増改築に係る経費(土地取得費を含む。)に充当する等法人の経営上やむを得ない場合に限られるものであること。

13 当期末支払資金残高

●経理等通知

3(2)

●経理等運用通知

(問 21)経理等通知 3(2)について、当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超える場合の取扱い如何。

(答)当期末支払資金残高が、当該年度の委託費収入の 30%を超えている場合は、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の 30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、

改善基礎分について加算を停止すること。

●都第3496号通知

3 収支計算分析表の提出について

経理等通知の5(2)①から④のいずれかに該当する場合は、収支計算分析表を提出すること。

●都第6365号通知